

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年11月18日（令和2年（行情）諮問第619号ないし同第623号）

答申日：令和4年3月22日（令和3年度（行情）答申第587号ないし同第591号）

事件名：特定労働基準監督署の監督復命書（特定年度分）の表面の一部開示決定に関する件

特定労働基準監督署の監督復命書（特定年度分）の表面の一部開示決定に関する件

特定労働基準監督署の監督復命書（特定年度分）の表面の一部開示決定に関する件

特定労働基準監督署の監督復命書（特定年度分）の表面の一部開示決定に関する件

特定労働基準監督署の監督復命書（特定年度分）の表面の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、別表の2欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和2年5月26日付け東労発総開第1-491号ないし同第495号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書には、法5条2号イ、4号及び6号に該当する情報が記載されている部分はない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件各審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年3月26日付け（同月27日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき、別紙の1に掲げる文書1ないし文書5の各文書（以下、併せて「本件請求文書」という。）について開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が、法11条の開示決定期限の特例規定を適用し、本件請求文書のうちの相当の部分として、本件対象文書について一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年8月18日付け（同月20日受付）で本件各審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件対象文書については、不開示部分に係る法の適用条項のうち法5条6号を同号イに改めた上で、原処分は妥当であると考ええる。

## 3 理由

### (1) 本件対象文書の特定について

本件各開示請求を受けて、特定労働基準監督署AないしE（以下、併せて「特定監督署」という。）において該当する文書の探索を行ったところ、平成28年度に実施した監督指導に当たって作成されたもののうち、本件各開示請求文言に該当する文書を特定した。本件対象文書は、そのうち法11条に規定する相当の部分である。

### (2) 不開示情報該当性について

#### ア 法5条1号該当性

本件対象文書には、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法5条1号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

#### イ 法5条2号イ該当性について

本件対象文書には、監督対象となった事業場（以下「対象事業場」という。）における労務管理状況等種々の内部管理情報がありのまま具体的に記述されている。当該部分は、これを公にすると、取引関係や人材確保等の面において、各対象事業場の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。当該情報は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 法5条4号及び6号イ該当性について

本件対象文書には、特定監督署が行った監督指導の手法や詳細及び特定監督署との信頼関係を前提として対象事業場が誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報等が記載されている。当該情報は、これを公にすると、事業場や労働者と特定監督署との信頼関係が失われ、自主的改善意欲を低下させ、関係資料の提出等情報提供にも一切協力

的でなくなり、労働関係法令違反の隠蔽を行うようになり、検査事務という性格を持つ労働基準監督機関が行う臨検監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。当該情報は、法5条4号及び6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、各審査請求書において、上記第2の2のとおり主張しているが、原処分における不開示部分の不開示情報該当性は、上記(2)のとおりであり、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、不開示部分に係る法の適用条項を法5条1号、2号イ、4号及び6号イに改めた上で、原処分は妥当であり、本件各審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和2年11月18日 諮問の受理（令和2年（行情）諮問第619号ないし同第623号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年12月3日 審議（同上）
- ④ 令和4年3月9日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 同月16日 令和2年（行情）諮問第619号ないし同第623号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求に対し、処分庁は、法11条の規定を適用した上で、本件請求文書のうちの「相当の部分」として、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、本件対象文書の不開示部分に係る法の適用条項を法5条1号、2号イ、4号及び6号イとした上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件においては、不開示部分の全てについて法5条1号、2号イ、4号及び6号イが主張されているものとして、以下、検討を行う。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の2欄に掲げる部分）について

通番2，通番4及び通番6は，「労働保険番号」，「特別監督対象区分」及び「事業場の名称」の各欄であるが，全て空欄である。通番10（2）は，「参考事項・意見」欄の余白空欄部分である。通番7は，「事業場の所在地」欄の記載の一部であるが，特定監督署がいずれも東京労働局管内であることから明らかな情報である。通番12は，様式枠外の記載であるが，事務的な付番にすぎない。通番10（1）は，「参考事項・意見」欄に記載された対象事業場の業態，当該事業場で行われていた作業，指導等の内容及び特定監督署担当官の意見の記載の一部であるが，原処分において開示されている事業場の業種，違反法条項・指導事項等の情報と同様又はそれから推認できる内容のほか，対象事業場が特定されることになる情報であるとは認められない。

当該部分には，個人に関する情報が記載されているとは認められない。

また，当該部分は，これを公にしても，対象事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず，労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。さらに，犯罪の予防，鎮圧その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって，当該部分は，法5条1号，2号イ，4号及び6号イのいずれにも該当せず，開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の2欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 通番1，通番2イ，通番3，通番4及び通番10

当該部分は，「監督種別」，「労働保険番号」，「監督重点対象区分」，「特別監督対象区分」及び「参考事項・意見」欄の各欄の記載である。

当該部分については，下記の理由により，これを公にすると，労働者からの申告という労働基準監督機関の重要な情報源が損なわれ，又は特定監督署の調査手法・内容等が明らかとなって，労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められる。

したがって，当該部分は，法5条6号イに該当し，同条1号，2号イ及び4号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(ア) 監督復命書の「監督種別」欄には，定期監督，災害時監督，災害調査，申告監督及び再監督の5種類の臨検監督のうち，いずれかを

記載することとされている。監督の種類を公にすると、仮に当該監督が申告監督であった場合には、原処分において監督年月日等が開示されていることから、監督を受けた事業者において、誰が申告をしたのか探索が行われ、それにより、労働者が違反等について申告を行ったことによって自らに不利益な取扱いが及ぶことを恐れて申告をちゅうちょすることとなり、労働者からの申告という労働基準監督機関の重要な情報源が損なわれるおそれがある。

また、「申告監督」の場合のみ不開示とすると、不開示の場合は「申告監督」であることが明らかになることに鑑みれば、「申告監督」以外の場合も含め、「監督種別」欄に記載された情報を不開示とすることが妥当である。

(イ) 監督復命書の「監督重点対象区分」欄には、監督の種類が定期監督の場合に限り、各労働基準監督機関で定めた監督重点対象が記載されることから、当該欄に記載がある場合には、定期監督であることが明らかになり、また、記載がない場合において、直近に災害の発生等の事実がないときには、その臨検監督が申告監督であったことが明らかになり、監督種別が特定されることとなる。このため、「監督重点対象区分」欄を公にすると、上記(ア)と同様のおそれが生じる。

(ウ) 「特別監督対象区分」欄及び通番2イの手書き部分は、これを開示すると、特定監督署が臨検監督を行った際の手法、着眼点等が明らかになるものと認められる。

(エ) 「参考事項・意見」欄は、これを開示すると、臨検監督の端緒及び手法並びに監督官が臨検監督を行ったことにより判明した事実及び監督官の判断等が明らかとなる。

#### イ 通番2ア及び通番5ないし通番9

当該部分は、「労働保険番号」、「事業の名称」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「代表者職氏名」及び「店社」の各欄の記載の一部である。

当該部分には、対象事業場を特定することができる情報が記載されている。また、当審査会において本件対象文書を見分したところ、全ての対象事業場の「労働者数」、「労働組合」、「週所定労働時間」及び「最も賃金の低い者の額」の各欄が原処分において開示されており、これらの各欄には監督官が臨検監督を行ったことにより判明した各事業場の内部情報が記載されている。このため、これに加えて当該部分を公にすると、各対象事業場の内部情報が明らかとなり、当該事業場だけでなく他の事業者の信頼を失い、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は

違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号、2号イ及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番11

当該部分は、「面接者職氏名」欄の記載の一部である。

(ア) 通番11ア

当該部分には、監督官が臨検監督した際に面接した対象事業場の役職員の職氏名が記載されている。

当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項に基づく部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ、4号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番11イ

当該部分には、対象事業場を業として補佐する者の職氏名又は所属事務所名が記載されている。

当該部分は、監督を受ける対象事業場の対応体制に関する情報であり、これを公にすると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号、4号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 付言

- (1) 本件対象文書の原処分において開示されている部分を見ると、各事業場の労働者数が詳細内訳を含めて開示されており、「労働組合」（の有無）、「週所定労働時間」及び「最も賃金の低い者の額」の各欄が全て開示されている。これらの情報は、一般に、各事業場の内部情報であって、公にされている情報とは認められない。本答申においては、原処分において既に開示されている部分を前提として、開示すべき部分の判断を行ったが、事業場が単に監督の対象となった事実のみが明らかになる場合には、事業場名及びその労働保険番号が開示情報に該当しないものと考えられるのであるから、開示決定等を行うに当たっては、まずはこれらの情報の不開示情報該当性を検討した後、その余の部分について

検討することが望まれる。

- (2) 原処分は、法11条の規定に基づき、本件請求文書のうち相当部分の開示決定等を行うものであるが、本件各開示決定等通知書では、例えば「平成28年度 特定労働基準監督署A 監督復命書の表面(様式第1の1号)全て」等と記載されており、本件請求文書の「全部」について開示決定等をするものであるかのように記載されている。処分を行う際には、処分対象を正確に記載することが必要であり、処分庁においては、今後、適切な対応が望まれる。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とした各決定について、諮問庁が同条1号、2号イ、4号及び6号イに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表の2欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び6号イに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ、4号及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

## 別紙

### 1 本件請求文書

文書1 平成28年度 特定労働基準監督署A 監督復命書の表面（様式第1の1号）全て

文書2 平成28年度 特定労働基準監督署B 監督復命書の表面（様式第1の1号）全て

文書3 平成28年度 特定労働基準監督署C 監督復命書の表面（様式第1の1号）全て

文書4 平成28年度 特定労働基準監督署Dの監督復命書綴りにある監督復命書の表面（様式第1の1号）全て

文書5 平成28年度 特定労働基準監督署E 監督復命書の表面（様式第1の1号）全て

- 2 上記1の本件請求文書のうち、処分庁が、法11条の規定を適用した上で「開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分」として特定した文書  
上記1の各文書の5頁分

別表 不開示情報該当性（全て1号，2号イ，4号及び6号イ該当性）

1 原処分における不開示部分			2 1欄のうち開示すべき部分
欄名等	該当箇所の頁	通番	
「監督種別」欄	文書1ないし文書5の各頁	1	—
「労働保険番号」欄	ア 文書1ないし文書5の各頁（イを除く。） イ 文書1の3頁及び4頁の手書き部分	2	文書3の2頁ないし4頁，文書5の4頁
「監督重点対象区分」欄	文書1ないし文書5の各頁	3	—
「特別監督対象区分」欄	文書1ないし文書5の各頁	4	文書1の5頁，文書2の2頁ないし4頁，文書3の1頁ないし5頁，文書4の1頁ないし5頁，文書5の1頁，3頁ないし5頁
「事業の名称」欄	文書1ないし文書5の各頁	5	—
「事業場の名称」欄	文書1ないし文書5の各頁	6	文書1の1頁ないし5頁，文書2の1頁，4頁，5頁，文書3の3頁ないし5頁，文書5の3頁
「事業場の所在地」欄	文書1ないし文書5の各頁	7	文書1及び文書3ないし文書5の各頁1文字目ないし3文字目，文書2の各頁1文字目ないし5文字目
「代表者職氏名」欄	文書1ないし文書5の各頁	8	—
「店社」欄	文書5の5頁	9	—
「参考事項・意見」欄	文書1ないし文書5の各頁の不開示部分	10	(1) 文書1の1頁4行目1文字目ないし19文字目，39文字目ないし5行目，2頁2行目14文字目ないし19文字目，3頁2行目1文字目ないし13文字目，5行目，4頁1行目36文字目ないし2行目14文字目，文書2の2頁3行目11文字目ないし30文字目，37文字目ないし最終

			<p>文字， 4 行目， 3 頁 3 行目 1 1 文字目ないし 3 0 文字目， 3 7 文字目ないし最終文字， 5 行目， 4 頁 1 行目 1 5 文字目， 1 6 文字目， 2 2 文字目ないし 3 0 文字目， 3 行目 6 文字目ないし最終文字， 5 頁 3 行目 1 文字目ないし 6 文字目， 2 2 文字目ないし 4 行目 2 文字目， 1 6 文字目ないし 1 8 文字目， 文書 3 の 1 頁 1 行目 2 文字目ないし 1 1 文字目， 4 行目， 2 頁 4 行目， 3 頁 2 行目 3 8 文字目ないし 4 行目， 4 頁 1 行目 1 文字目ないし 7 文字目， 5 頁 1 行目 2 文字目ないし 1 7 文字目， 3 行目 1 0 文字目ないし 3 5 文字目， 文書 4 の 1 頁 2 行目 1 9 文字目ないし 3 5 文字目， 3 頁 2 行目 1 7 文字目ないし 3 5 文字目， 4 頁 1 行目 6 文字目ないし 1 6 文字目， 2 3 文字目ないし 3 1 文字目， 5 頁 1 行目 6 文字目ないし 2 7 文字目， 文書 5 の 1 頁 1 行目 1 文字目ないし 6 文字目， 1 9 文字目ないし 2 行目 1 1 文字目， 2 頁 2 行目 1 文字目ないし 4 文字目， 2 0 文字目ないし 2 9 文字目， 3 頁 3 行目 1 文字目ないし 7 文字目， 1 2 文字目ないし 2 6 文字目， 5 頁 1 行目 1 5 文字目ないし 2 行目 1 9 文字目</p> <p>(2) 文書 1 ないし文書 5 の各頁 ( (1) を除く。 ) の空欄部分</p>
「面接者 職氏名」 欄	<p>ア 文書 1 ないし 文書 5 の各頁 (イ 及び文書 4 の 3 頁 を除く。 ) イ 文書 1 の 4 頁 2 人目</p>	1 1	—
その他	<p>文書 1 の 1 頁及び 文書 4 の各頁の様 式枠外右上の記載</p>	1 2	全て

(注) 上表は，当審査会事務局において作成した。